



アラカルト

日本学術振興会における科学研究費補助金の審査*

永田和宏
Kazuhiro Nagata

日本学術振興会
学術システム研究センター 主任研究員

1 日本学術振興会の組織と事業

国立大学が法人化され、競争的資金と言われる研究費を研究者自身が獲得しなければならない時代が到来した。政府系資金ばかりでなく共同研究や委託研究など民間からの研究資金もある。その中で、科学研究費補助金は大学の研究者にとって最も身近な研究費と言える。しかし、「出しても当たらない」とか、「一部の研究者に集中している」、「使い勝手が悪い」、「そもそも誰が審査しているのか分からない」など、批判もある。本記事で、これらの疑念が少しでも解消されることを望む。

日本学術振興会（学振）は昭和7年に天皇からの御下賜金で設立され重要課題について委員会を設け共同研究を推進することを目的とした。戦後、特殊法人となり、国際交流事業を中心とする事業が加わった。昭和60年からは研究者養成と確保のための特別研究員事業が始まり、平成11年度からは、科学研究費補助金の配分事業が文部科学省から委託された。この新規事業推進に関連して、平成15年から「学術システム研究センター」が設置され、全国の大学の教員から、各分野の主任研究員2名と専門研究員が合計105名委嘱された。任期は3年である。これは、プログラム・ディレクター、プログラム・オフィサー制度であり、厳正で透明性の高いファンドの配分・評価システムの構築を目的としている。

2 科学研究費補助金の種類と配分

科学研究費補助金には、基盤研究（S）、（A）、（B）、（C）、萌芽研究、若手研究（A）、（B）、奨励研究がある。成果公開促進費として、学術定期刊行物、学術図書、データベースに助成されている。研究者養成には、博士課程学生や国内外のポスト・ドクターを支援する特別研究員奨励費がある。我が国の研究拠点形成費もある。また、推薦制であるが、学術創成研究費がある。これらを合計すると平成17年度は1880億

円が配分されている。

それぞれの種類のファンドへの補助金は年度毎に決められている。個々のファンドは、分野・分科・細目毎に、それらへの応募申請数と応募額に比例して補助金が割り当てられる。

3 申請書の書き方

いかに魅力的な申請書を書くかが重要である。独創的な研究を発想してもそれが審査員に伝わらなければ何にもならない。原理の意外性と独創性、研究目的と研究成果の明確さ、研究実施方法の確実さ、研究遂行能力が明確に書かれていなければならない。それらの凝縮したタイトルが重要である。キーワードを厳選し、タイトルからその研究の面白さが伝わるようにする。文章は簡明で分かり易く書く。審査員が読んで見たいと思うように書ければ最高である。それには、書いている本人が満足できるまで推敲すると良い。申請には重複が制限されており、どのファンドに申請するかは良く考えねばならない。基盤研究（S）と（A）は重複して申請できるが、（S）が採択されると自動的に（A）は辞退することになる。萌芽研究は、基盤研究と意義が異なっており、独創的な発想、特に意外性のある着想に基づく芽生え期の研究を支援することを目的としており、応募者の研究実績は問わないが、着想に至った経緯を論文引用などにより分かり易く記述すると良い。研究組織は少人数で行うことを想定している。

4 申請書の審査

申請書は、毎年9月に新規課題公募要領が送付され、11月に申請書を受け付ける。平成16年度は9万2千件が提出された。1月から2月にかけて第1段審査で書面審査、ピアレビューが行われる。基盤研究（S）、（A）、（B）は、6名の審査員が、他は3名の審査員で個別に審査される。「研究目的の明確さ」、「独創性」、「当該学問分野、関連学問分野及び新し

* 日本機械学会2005年度年次大会講演資料集、8（2005）、36-37. に加筆したものです。

い学問分野への貢献度」、「従来の研究経過・研究成果等の評価」が審査され、5段階で総合評価される。5が最も良く、1は最も悪い。これらにはコメントを付けることが義務付けられている。各審査委員の評点は、第2段審査に報告され、委員の合議によって採択課題が決定される。第2段審査委員には申請書を審査した第1段審査委員の名簿が分かるようになっており、公正かつ厳正な審査が要求されている。第1段審査委員は1人200件以下の申請書を審査し、相対的な評価ができるようになっている。多くの申請書を審査するので、申請者はインパクトのある分かり易い申請書を書くよう心掛けねばならない。平成17年度の平均採択率は21.4%である。研究を遂行する上で、この採択率では不安であり、他の競争的資金にも応募して研究資金を確保することが重要である。

なお、科学研究費補助金には、上記の他大型予算の特別推進研究と特定領域研究があり、これらは文部科学省で審査される。また、やはり大型予算の学術創成研究費は、日本学術振興会で審査されるが、研究課題と研究者はトップダウン型で決定される。

5 審査委員の選び方と評価

審査委員は学振の保有するデータベースに登録されている大学及び国の研究機関の研究者から選ばれる。このデータベースに登録されているのは、基盤研究(S)、(A)、(B)、若手研究(A)の研究代表者と、各学協会から推薦された研究者である。現在、26,000名が登録されているが、女性研究者が少ないのが現状である。審査委員は、学術システム研究センターの専門研究員が分科別にデータベースから選考する。選考基準は、専門分野と科学研究費補助金採択実績で選考され、それぞれの分科で国公立私立大学など機関別、男女別でバランスがとられる。選考結果は各分野の専門研究員会議で合議検討され、センターの主任研究員会議を経て、科学研究費委員会決定される。審査委員は2年任期であるが毎年委嘱される。

審査委員の評価は全ての審査が終了した後にセンターで行われる。不明朗な審査を行った審査委員は次年度委嘱されないことがある。審査に当たって問題になるのが利害関係者である。親族関係、同じ研究室、共同研究者、共著者、師弟関係、雇用関係、敵対関係、競争関係等があるが、親しい人には甘くなるのが人情である。しかし、あまり厳密に利害研究者を審査委員から排除すると審査自体が成り立たなくなる。現在は審査委員が良識に基づいて審査を辞退している。

科学研究費補助金を得た研究者は、審査を行うのは義務であろう。若手研究者や女性研究者の審査委員を今後もっと増やし充実した審査を行うことが肝要である。

6 科学研究費の適切な使い方

申請書課題が採択されても、申請額の充足率は平均77%である。改めて研究計画を練り直さねばならない。資金源の多様化を図ることが重要であり、政府ばかりでなく民間の研究資金の充実が研究活性化に寄与する。科学研究費補助金の使用方法には制約があり、使い勝手が悪いと言われている。科学研究費補助金を次年度に繰り越すことが制度上可能になったが、ほとんど使われていない。制度上の問題点があるように思われる。しかし、科学研究費補助金の不正使用は研究者社会の信用を落とす行為でありやってはならないことである。この補助金自体は毎年改善され、大変使い易い制度になってきている。研究者個人に交付され、研究者の責任の下で使用することができる。使用上の要点を記した「科研費ハンドブック」が発行されている。

7 国際交流・特別研究員事業

国際交流事業は、我国が世界の最先端研究拠点の一つとして学術研究をリードし世界の研究者と対等なパートナーシップを構築することを目的としている。外国人研究者の招聘では短期は年6回募集が行われており、毎年600名程度を採用している。一方、我国の研究者150名程度を毎年海外に派遣している。さらに外国との共同研究を通じた拠点形成事業や21世紀COEプログラム事業も行われている。

研究者養成を目的とした特別研究員事業では、博士課程学生とポストドクターの生活援助や研究助成を行っている。平成17年度は4800人強に助成した。これらの審査は現在、分野別に行われるようになり、審査員も1件当たり6名で審査しているので公平性と審査の精度の向上が図られている。我国大学の博士課程充実のために是非この制度を利用し、多くの科学者の育成をしていただきたい。しかし、現状では採択率が科学研究費より悪いことが問題であるが、今後改善されることを期待する。特別研究員の応募に当たっては、業績が評価される場合があり、博士課程進学者には研究論文を書かせることが重要である。また、自己評価を書く欄が設けられており、応募者の個性を評価できるようになっている。

科学研究費補助金と国際交流・特別研究員制度を積極的に利用し大学の研究・教育の発展に寄与していただきたい。

参考文献

- 1) 文部科学省科学研究費補助金ホームページ
- 2) JSPS日本学術振興会2005-2006パンフレット
- 3) 科研費ハンドブック：文科省研究振興局，学振，平成17年4月

(2005年11月14日受付)